

議案第●号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）5月●日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市協働のまちづくり促進委員会の項を次のように改める。

宝塚市協働のまちづくり推進会議	協働のまちづくりの推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	11人以内	知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 8人以内 公募による市民 2人 市職員 1人
-----------------	-----------------------------------	-------	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年9月20日から施行する。
（宝塚市協働のまちづくり推進条例の一部改正）
- 宝塚市協働のまちづくり推進条例（令和2年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」を「宝塚市協働のまちづくり推進会議」に改める。

議案第●号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	<u>宝塚市協働のまちづくり促進委員会</u>	<u>協働のまちづくりの促進についての重要な事項の調査、審議に関する事務</u>	19人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 14人以内 公募による市民 3人 市職員 2人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	<u>宝塚市協働のまちづくり推進会議</u>	<u>協働のまちづくりの推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務</u>	11人以内	知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 8人以内 公募による市民 2人 市職員 1人

宝塚市協働のまちづくり推進条例(令和2年条例第35号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(宝塚市協働のまちづくり促進委員会への諮問)</p> <p>3 市長は、前項の検証に当たり、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条に規定する<u>宝塚市協働のまちづくり促進委員会</u>に諮問するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(宝塚市協働のまちづくり推進会議への諮問)</p> <p>3 市長は、前項の検証に当たり、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条に規定する<u>宝塚市協働のまちづくり推進会議</u>に諮問するものとする。</p>

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について(概要)

1 改正理由

宝塚市協働のまちづくり促進委員会(以下「促進委員会」という。)は、現在の第5期委員の皆様様の任期終了(令和5年(2023年)9月19日)をもって、設置から丸10年が経過する。

促進委員会はこれまで、協働のマニュアルや宝塚市協働のまちづくり推進条例をはじめ、本市の協働を進めるための効果的な仕組みづくりや啓発活動等に、市と協働で取り組んできた。

これまでの取組により、本市における協働を進めるための基盤となる仕組みづくりについては一定構築できたと考えており、今後はこれらの仕組みを基本としつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、さらなる協働の推進を図っていくことが必要である。

「仕組みづくり」を中心としたこれまでのフェーズから、仕組みを活かした「さらなる推進」という次のフェーズに移行していくため、10年の節目を迎える令和5年(2023年)9月19日をもって「促進委員会」を終了するとともに、促進委員会のこれまでの取り組みや考え方を継承しつつ、さらなる協働の推進を図っていくための「新たな会議体」を設置する。

2 改正内容

(1)附属機関名

現行	改正案
宝塚市協働のまちづくり促進委員会	宝塚市協働のまちづくり推進会議

<改正理由>

ア 他者を前に進める意味合いがある「促進」という文言を、自らが主体的に進める意味合いがある「推進」に変更し、今後一層、自らが主体的に協働を推し進めていく姿勢を表現する。

イ 「委員会」という文言を「会議」に変更し、市民目線のフラットな話し合いの場であることを表現する。

※ 別途、市民にとって親しみやすくなるような工夫として、愛称を設定する予定。

(2)担当事務

現行	改正案
協働のまちづくりの <u>促進</u> についての重要な事項の調査、審議に関する事務	協働のまちづくりの <u>推進</u> についての重要な事項の調査、審議に関する事務

<改正理由>

上記2-(1)-アのとおり。

(3)構成

現行	改正案
知識経験者又は市長が適当と認める者 14 人以内 公募による市民 3 人 市職員 2 人 計 19 人以内	知識経験者又は担当事務の遂行に適任 と認められる者 8 人以内 公募による市民 2 人 市職員 1 人 計 11 人以内

<改正理由>

現在は 19 人の委員に参画いただいているが、協働のマニュアル、宝塚市協働のまちづくり推進条例等、協働を進めるための基盤となる仕組みの構築にあたっては、協働に関する幅広い分野の団体・個人から委員としてご参加いただき、意見交換することが必要かつ有効であった。

今後はこれらの仕組みを基本としつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、さらなる協働の推進を図っていくことが必要であることから、より効率的・機動的な会議とするため、構成人数を変更する。

※ 構成メンバーについては、自治会・まちづくり協議会といった地域自治に関連する団体、テーマ型の活動を担う NPO 法人等の市民活動団体、市民活動・地域活動の支援を担う中間支援団体など、バランスに配慮しながら検討していく。

3 施行日

第 5 期委員の任期が終了する、令和 5 年 9 月 20 日から施行する。

4 今後の取り組みのイメージ

促進委員会が担ってきた担当事務を継承しつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、協働のさらなる推進を図っていく。

具体的には、協働のまちづくり推進条例(5 年以内ごとに検証するとしている)や協働のマニュアル(3 年以内ごとに検証するとしている)の検証等を通して、協働が実際にどのように進んでいるかを把握するとともに、担い手づくり等の具体的な課題や時代の変化にも対応しながら、協働を推進するための方策を検討していく必要がある。

今後、促進委員会と一緒に、これまでの促進委員会の取組を振り返りながら、新たな会議体に引き継いでいく事項を検討していく。

5 その他

令和 5 年 3 月 29 日に開催した、宝塚市協働のまちづくり促進委員会(第 55 回・第 5 期第 5 回)において、本内容について承認を得ている。

参考資料:宝塚市協働のまちづくり促進委員会の活動実績

1 会議実績

No	会議名	開催回数(作業班回数)					主な審議事項
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 (2023.4 月時点)	
1	協働のまちづくり 促進委員会 (全体会)	9回	10回	23回 (13回)	8回 (5回)	5回	部会の設置及び部会での審議事項の総括 協働のまちづくり推進条例
2	協働のマニュアル 策定部会	6回 (6回)	5回 (8回)	1回 (1回)	-	-	協働のマニュアル 協働の事例集
3	協働の仕組みづくり 検討部会	6回 (4回)	5回 (12回)	3回 (11回)	-	-	まちづくり協議会ガイドライン まちづくり計画見直しガイドライン
4	地域ごとのまちづくり 計画推進部会	-	-	-	5回	-	地域ごとのまちづくり計画を協働で推進する仕組み
5	協働契約のあり方 検討部会	-	-	-	4回	4回 (12回)	市民活動団体等、様々な団体と市との協働及び契約の仕組み
6	協働のマニュアル 検討部会	-	-	-	-	2回	協働のマニュアル 協働の事例集
合計		21回 (10回)	20回 (20回)	27回 (25回)	17回 (5回)	11回 (12回)	-

2 発行物等

No	年月日	内容
1	平成28年(2016年)4月	協働の指針付属書その1「協働のマニュアル」を発行
2	平成29年(2017年)5月	宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン(冊子版・概要版)を発行
3	平成29年(2017年)12月	まちづくり協議会紹介チラシを発行
4	平成30年(2018年)3月	協働の指針 付属書その2「協働の事例集」を発行
5	平成30年(2018年)6月	まちづくり計画見直しガイドラインを発行
6	令和2年(2020年)3月	宝塚市協働のまちづくり推進条例(案)について市長答申
7	令和3年(2021年)6月	地域ごとのまちづくり計画の「具体的な取り組み」を協働で推進するための「対話」「進捗管理」の仕組み完成

※ No.1~5については市と同委員会の連名で発行

3 その他

啓発活動として「協働の指針市民説明会」及び「協働の指針職員研修会」を、市と協働で実施。また、過去に

令和5年(2023年)5月9日
市民交流部 市民協働推進課 参考資料

「花と緑のフェスティバル」に、協働についての周知を図るためのブースを出展(平成29年度(2017年度)・平成30年度(2018年度))。